

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 6 年度 第 7 回相模原市部活動地域移行審議会		
事務局 (担当課)		市民局 スポーツ推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 4 5 (直通)		
開催日時		令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (火) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 5 0 分		
開催場所		ウェルネスさがみはら A 館 7 階 視聴覚室		
出席者	委員	1 4 人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	9 人 (スポーツ推進課長 他 8 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 対応方針素案を踏まえた具体的な対応について (2) 答申案の概要について 4 その他 5 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

1 開会

2 あいさつ

田原会長があいさつをして、家徳委員からの発言後にスポーツグループと文化・芸術グループに分かれて、グループワークで各審議事項について議論を行った。

3 議題

○家徳委員

第6回について文化とスポーツにおいてグループワークを行っているが、それぞれのグループで価値観や方向性が異なると感じる。本日のグループワークでは、会長と副会長の進行を逆にするなどしてはどうか。

○田原会長

本日の審議については、既存のグループで行った方が良いと考える。第8回に共通理解を深める時間を設けた後、答申案を審議することも可能と考える。

各グループで方向性が異なる部分もあるため、答申案を作成した後、その中で理解が異なる部分については、次回の審議会でも審議する方向で良いのではないかと。

(1) 対応方針素案を踏まえた具体的な対応について

【スポーツのグループワーキング】

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○山田委員

地域クラブに登録する団体があるのか。これまでの部活動のようなボランティア的な厚意で運営する域を超えないのではないかと。

○石井委員

実際にビジネスとしてはなかなか成立しない。スポンサー制度を普及するのが大事なのではないかと。

○田原会長

土日だけでビジネスとして成立させるのは難しい。地域クラブそのものがガイドラインに則って、土日のうち3時間を守る必要はないのではないかと。子ど

もたちには安全のために活動過多にならないように3時間という活動時間を守ってほしいが、地域クラブという事業体で考えると土日の午前中はA中学校で指導をし、午後にB中学校で指導をしてよいという理解である。地域クラブの登録要件として、活動時間は土日のうち3時間とする制約を設けると、クラブ収支が安定せず、指導者が集まらず、会員も増えないという負のスパイラルに陥るおそれがある。

●学校教育課

中体連としては、地域クラブの要件を満たしていることが大会への出場基準になっているので、団体登録の際には、活動時間が3時間程度であることを守っている地域クラブでないと大会に出場できないとしている。

●スポーツ推進課

国のガイドラインにある活動時間を守るのは、地域クラブではなく子どもであるということの確認をして、そうであるということであれば、そのように答申に書くようにしたい。また、謝礼については、ボランティア的活動になりすぎないように最低基準を示すものであり、その最低基準よりも高い謝礼とすることを排除するものではない。

○田原会長

国のガイドラインにおいて、会費はなるべく低くするという文言が、人集めの点で足かせになっている気もする。指導に見合った対価であることが重要であり、例えば日本代表経験者に1,600円で指導をお願いするのは厳しいと思う。低い会費設定の団体も、高い会費設定の団体も、それぞれ存在していてよいと思う。

○芳賀委員

土日はどちらか1日原則3時間の活動時間とすることが、中体連への登録要件であるということだが、中体連の大会出場を前提としない地域クラブがあった場合の想定はどうなるのか。

●スポーツ推進課

団体登録は認めて、その団体の入会希望者に対して中体連の大会に出場はできないことの同意を得る必要があると思う。

○芳賀委員

例えば野球においては、土日に活動したいということで、硬式野球チームに入り、軟式野球チームが空洞化している現象が起きている。そこを止めようと、軟式野球チームでも土日の活動を担保したいと現場は考えている。中体連の大会に出場することを目標としている前提があるから、この資料ではこうした文言になっているのかと思う。

●学校教育課

その文言は、令和4年12月に国が出した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にある言葉をそのまま載せている。そこには、部活動については3時間程度、地域クラブについては原則3時間程度という記載があるので、それに沿っている。

○芳賀委員

地域クラブの登録要件に、この国のガイドラインにある活動時間が設定されると、中体連の大会出場を前提としない地域クラブが現れた場合に、市がそれを認めるのかという点がある。

○田原会長

難しい問題である。中体連の大会を目指さないほうが、より活発な練習ができてしまうことになるが、地域クラブそのものが登録できなくなるのはミスマッチである。

○芳賀委員

志向性という点で、ハードな活動が好みであるという子どもにとっては、これが足かせになる。

○古屋委員

山田委員のおっしゃるようなビジネスを意識した団体や、レクリエーション志向の団体など、様々な団体が存在していることをイメージしている。そういった団体それぞれが登録しやすい環境にしておかないと、答申案が出るだけに終わってしまうので、実効性のある答申にしたい。

指導者についての話で伺っている成功事例というのは、自治体が民間企業とタイアップして、人材を入れているケースである。それを踏まえると、ハイブリッドな、選択肢が増えるようなものにしていかないと、地域移行のスタートの段階から進展がみられないのではないかと思う。私はとにかく取組みを動かしていかないといけないと思っている。そういう想定で進めていかないとなかなかイメージしづらい。要件も柔軟に設定する必要があるのでは。

○田原会長

活動時間についてご意見をいただいたが、そこは一度どのような文言にするか、答申案を示す際に検討材料としたい。

●スポーツ推進課

団体登録の要件に市が関与するという事は、それなりの公共性が必要になってくる。先程の芳賀委員のご発言にあった、中体連の大会に出場できない団体の登録を、市が認めるべきなのかというのも論点である。そして指導者の資質を担保する話にも繋がるので、念頭においていただきたい。

○芳賀委員

中体連はこの先も機能するものなのか。

○古屋委員

中体連が変わるのには相当時間がかかると思う。国の方針を受けて中体連の大会が行われているので、すぐに今以上に出場条件が緩和されるかという、難しいのでは。

○田原会長

全中から水泳などが外れるというニュースがあったが、全中大会は廃止するけれども中体連には残るのか。

●学校教育課

県や関東の中体連には残る方向で検討が進められていると聞いている。

○古屋委員

そうなると、全国レベルの大会は協会主催となっていくことにはなると思う。協会主催の場合は、有資格者がいないと団体登録できないのではないかと。中体連主催の場合はその要件はない。そのため、学校部活動で協会の大会に参加する場合、大会に出場ができなくなるという問題が生まれてくるのではないかと。

○高橋委員

現に民間クラブでは中体連ではない大会を目標としている子どももいると思うので、それはまさしく子どもが選択できているという姿である。おそらく市がやろうと思うのは部活動をどうしようか、ということなので、中学校の部活動の目標である大会に出場できるようにする登録要件のほうがよい。スタートは休日部活動から始めて、古屋委員のおっしゃるように、走りながら進めていかないと、なかなかイメージがわからないと思う。

多くの子どもたちは、自分の中学校で部活動に入り、市や県の大会に出場することを目標にしているので、まずはその大会出場を担保するのが重要だと思う。

○元山委員

登録団体もあるし、非登録団体があってもよいのでは。どちらに加入するのは子どもが選べるようになっていけばよいのでは。

○田原会長

登録団体はこれまでのようにある程度活動場所が保障されるし、非登録団体は活動場所は保障されないけれどもそういう志向のクラブはあるだろうから、それが加速するというイメージになるのか。

●スポーツ推進課

国のガイドラインにおける活動時間が子ども目線なのかどうかは、確認をして、どちらにもとられない書き方にする。

○田原会長

先ほど事務局から資格停止について、乱用されても駄目だし、放置されて子どもが被害を受けても駄目であるが、クラブの規約定款に、自分たちの指導者を交代できるという文言を入れておくというのはいかがだろうか。今までの学校部活動というのは学校からサービスを受けているものなので、それを受けている側が指導者を交代させてほしいと言うのは難しいが、クラブは同好の集まりであり、自分たちで運営するのが基本なので、指導者を交代させる権利があってもよいのではと思う。逆に交代できないというのも地域クラブの在り方としてもいかなものか。クラブ自治が進んでくると、この資格停止の話も解決すると思う。市として資格停止できる権限は持つておくのはよいので、それをどう運用するかを答申に書かなくてもよいと思うが、いかがか。

○芳賀委員

指導者と選手と保護者の意見の不一致の原因は、マッチングの部分にあると思っている。そのチームがどういう志向性なのか、どういう練習や子どもたちの接し方をするのか。そのチームの志向性に賛同した指導者がどれだけ忠実に指導をするかで、すごく難しい問題だと思う。とはいえ、一般常識と照らし合わせると、スポーツの世界は若干緩い感じがしていて、その競技性を全面に出していくことで子どもたちの心を壊していくことになる気がする。以前の審議会でも排除したほうがよいという指導者について発言をしたが、排除するのは難しく、指導者側の視点では「勝つために」という正義があるので、資格停止の仕組みと同時に子どもたちの流動性を高める方法を組み立てていくとよい。

○田原会長

子どもたちの流動性を高めるというのは大事な視点である。マッチングが悪ければ違うクラブに行けるというのはこれまでの部活動にはなかったことだと思う。

○山田委員

レクリエーション志向の団体ではあまりそういう問題は起きなくて、勝利至上主義の団体にこういった問題は得てして多い。今は指導者の立場は弱い社会になっている。

○田原会長

市が権限を持つというの重いことであり、この運用の匙加減は難しいと思う。この運用方法については答申が出てから市に任せるということでよいと思

うが、いかがか。

○元山委員

市という言い方をしているが、これは市の委託先になる可能性もあるのか。

○田原会長

その可能性はあると思う。

○高橋委員

地域クラブがあって、その下に指導者がいると思うが、資格停止を受けた指導者が属する団体の代表者には、何かペナルティがあるのか。

○田原会長

私の理解では、その指導者を直接資格停止できるものである。

●スポーツ推進課

基本的には指導者に対する資格停止である。

○田原会長

資格停止については以上でご意見ないようなので、次に費用負担について、ご意見あるか。

○高橋委員

スポンサー制度についてだが、主語が管理団体となっているが、個別の地域クラブが実務を行うのではなくて、管理団体が行うのか。

●スポーツ推進課

管理団体も行うものである。クラブが直接やるよりも、管理団体などの大きいところでやるほうがお金を集めやすいということがあるので、管理団体も行うものである。

○芳賀委員

逆のパターンもあって、地域の近所の会社がピンポイントでスポンサーをしたいということもあるので、スポンサーのノウハウを示すとよい。

○石井委員

社会貢献したいという企業は一定程度いると思う。

○田原会長

登録団体に対してスポンサー制度について発信するというのも、管理団体の役割として期待したい。

経済困窮世帯への支援はハードルとしては高いと思う。実施にあたっては、ほかの習い事との差別化が難しい。ただ、答申に書かないと、経済困窮世帯への支援ができるようになったときに根拠がないということになってしまうので、これはぜひ書きたいところ。中学校部活動に加入しない子の学校生活満足度は、自分の評価基準でもあるので、経済状況を理由に部活動に入らないというのは、

学校生活にも影響を及ぼしてしまう。自分で加入しないという選択をするのはよいが、経済状況が理由で加入しない子に支援をするということはよいことだと思う。財源や運用をどうするかというのは難しいけれども、書かないと救えないことになるので、ぜひ残したい。

○高橋委員

今の部活動に対しては補助が出ていないのか。

●学校教育課

学校に対しては課外活動助成金として出ているが、個別に対しては出していない。

○田原会長

学校の中でいろいろな運用がされていると思うので、それが地域クラブに移行すると補助がなくなり、その運用は難しく、焦点化されるときがあると思うが、望ましい姿がないと、その先の具体的な話も出てこないと思うので、ここは残したいと思う。

次の活動場所について、いかがか。

○古屋校長

体育館とグラウンドは問題なく使用できる。校舎内を使用する場合に、日直代行員が以前までは土日両日とも事務室で勤務していて、鍵の管理をしていた。例えば吹奏楽の活動をしたくと地域の方がいらしたら、鍵を受け渡しができる。この日直代行員制度を数年前に廃止したが、地域クラブ活動のために日直代行員が対応できるのであれば、校舎内の使用も柔軟に対応できるのではないかと思う。事例として、大野北中学校のグラウンドで、改修工事中の淵野辺小学校が運動会を開催した。あえて日直代行員の対応をしてほしいということで、教育総務室にお願いして、日直代行員がついたので、当日は大野北中学校の教職員は行かないようにしたが、実際運用できた。日直代行員の役割を、地域クラブのスタッフが担うことができれば、問題なく地域クラブ活動ができるのだと思う。

○芳賀委員

地域クラブがそれを担うことができれば、その報酬と施設使用料を相殺するという考え方で、実現できる気がする。

○田原会長

日直代行員制度はなぜ廃止になったのか。

○古屋委員

単純にお金の問題である。

○田原会長

結構な予算感なのか。

○高橋委員

学校数が多いので、金額は大きい。日直代行員は学校開放の有無にかかわらず、1日7時間45分学校に待機していたが、地域クラブ活動のために、限定的な出勤であれば、現実的ではないか。

○古屋委員

先ほどの運動会の例でも、その日のその時間だけ日直代行員がついたので、これと同様に対応できるのではないかと思う。

○芳賀委員

どこのグラウンドで誰が何時間使うという調整をする人は誰になるのか。

●スポーツ推進課

それを学校体育施設開放事業でやるのか、それ以外でやるのかは未定である。

○古屋委員

学校施設利用にかかわる部分であるというすみ分けをしないと難しい。

●スポーツ推進課

地域クラブ活動が優先利用になるのであれば、学校長が認めて利用するという枠になる。

○高橋委員

今の中学校もそう。まず部活動の利用を優先している。

○古屋委員

そのうえで、学校体育施設開放は学校が調整している。非常に負担になっている。

○芳賀委員

地域クラブが学校開放事業の調整も担う実証事業は、できそうか。

●スポーツ推進課

引き受けてくれる団体が見つかればできる。それがモデルとなりほかの関係者にも理解してもらえるようになる。

○田原会長

基本的には地域クラブがこれまで利用していた枠を開放するのを基本として、仕組みを検討していくということで問題ないと思う。

●スポーツ推進課

その優先利用のメリットを付与する対象を検討する際に、登録している団体という点でリンクしてくる。

○山田委員

登録している団体が、今部活動として存在していない競技を指導しようとしたら、それは可能か。

●スポーツ推進課

可能だと考える。

○田原会長

今の部活を基本に移行するとなると、ある程度の人数は読める。一方で競技のレパートリーを増やすというのは、地域クラブの要件を満たせば増やすことは可能だし、数が増えて活動場所がオーバーフローした際に施設をどう調整するかが大きな問題だと思う。まず地域クラブの要件を満たすというのが大事だと思う。

その他についてご意見あるか。

○高橋委員

学校をいくつかまとめて地域クラブを作った場合、A中学校の先生がB中学校の生徒の引率をできるのかどうか。

●学校教育課

それはできない。県大会以上では、当該学校の教員が引率しないとイケない。拠点校部活動は県大会になるとそれぞれの学校の教員が引率する必要がある。地域クラブの場合は、そのクラブの指導者が引率すれば問題ない。この引率規定は全国の中体連から下ってくるので、規定が変わるには時間がかかる。

○高橋委員

休日は活動せずに、平日のみ部活動をしている子どもは、部活動として大会に出場するという事か。

○古屋委員

それは学校から出場することができる。

○高橋委員

平日と休日に同じ競技に取り組む子どもが、大会に出場する際に、平日の部活動に所属している者として出場するのか、休日の地域クラブに所属している者として出場するのか、どちらになるのか。

●学校教育課

移行期間は難しい。地域移行が進めば進むほど、部活動として出場する子どもは減ってくる。一番は、大会に出場したいという子どもたちがきちんと出場できることである。ある程度柔軟に対応することが求められると思う。

○田原会長

運用していくなかで、課題が見つかってくると思うが、子どもたちに不利益にならないようにというのがポイントであると思う。

方向性としてはこれで問題ないということで確認できた。次に全体会で答申の形について確認を行う。

【文化・芸術のグループワーキング】

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○家徳委員

管理団体について、任意団体を作って一括で管理するのか。また、学校は団体の管理に対して一切関与しないのか。

●文化振興課

情報共有や連携を行うことは考えているが、団体管理について学校の関与は考えていない。

○家徳委員

地域クラブの支払いで運営すると記載されているが、現在、市が支払いをしている部活動指導員に対する謝礼等も一切払わなくなるのか。

●文化振興課

市が予算を負担する部分については、現状決まっていないという回答になる。

○家徳委員

市は、現在行っている活動を新しい地域クラブにした場合、経済的にできるかどうか試算するなど判断していないのか。

●学校教育課

現在、部活動にかかっている外部指導者は「休日等部活動指導員」と「部活動技術指導者」がある。移行期においては、平日は教員が全ての部活動が出来るわけではないため、引き続き部活動技術指導者は行っていくと考えている。土日における休日等部活指導員は主案の形に切り替わっていくと想定している。

○家徳委員

例えば音楽家連盟が地域クラブを組織した場合、その施設でやることに対して、団体がすべて管理し、会計等の管理も行わなければならないのか。

●学校教育課

現在、学校に入っている休日等部活動指導員がいる場合、地域移行の際にはそれぞれ個別のクラブになる。そのクラブをまとめる団体はどの形になるかを本日のグループワークで議論していただくこととなる。

○金子副会長

本日の審議事項及び資料は、今までの審議会で出たものをまとめているもののため、市の考えというより、記載内容や補足等について審議することになる。

○清水（俊）委員

地域クラブの登録要件についてだが、理想的なことをいっているように感じる。答申として理想的なことをいうのか、それとも現実に移行してくベースになるものとするのかがすごく大きいと考える。地域団体を作るのが現実問題としてどうなのかがわからない。地域クラブの要件について、「現状出場している大会等に引き続き参加できる団体」であることは非常にハードルが高いと考える。実際にやってくれる人がいるのか疑問である。津久井地域で話し合いを行った際に、吹奏楽では複数の学校が合同でコンクールに出場する場合、各学校でそれぞれ出場するためのお金を出すことになる。そうなった場合、大会に出場することが不可能と考える。また、大人が活動している中で一緒に活動するのも良いのではないかとの意見や PTA とレクリエーションのような活動をしている場に参加するなどの意見が出されたが、そういった団体が地域移行に手を挙げた場合、登録団体の要件はハードルが高いため、色々な選択肢を出しておかないと手が挙がらなくなるのではないかと考える。

そうなった場合、結果的に教員が関わらなければいけないと考えるのではないか。教員から離れて考え、大会に出るのではなくて、レクリエーションはどこまでできるのか等色々な意味で広く考えていかないと。

○家徳委員

吹奏楽連盟では、合同バンドと地域クラブのカテゴリーを作っている。地域クラブであれば、連盟に加盟できる要件等が満たされれば、一つの団体として出場することが出来る。

○中村委員

あくまでも今の案のため、団体管理を市が行うのか、新しい団体が行うのかなど。新しい受け皿が登録できる環境を用意しておけば、子どもたちは行き場なくなることは無くなると考える。市が直接行うのが良いか、外部に投げたほうが良いのか等の議論になるということが良いか。

○清水（俊）委員

ハラスメントの問題はあるが、手を上げやすい要件にするにはどうか。

○中村委員

保護者側の立場としては、市がやってもらった方が安心である。市のモラル基準などでチェックしてもらえ、そのうえで外部の団体がやるなどが考えられる。全て外部に流すと現在活動している先生がやりにくくなるなどがある。民間で活動している団体は生徒を集めたい、地域のためにやりたい等入りやすい要件が良いと考える。

○家徳委員

実際に手を挙げるところがあるのか。前回は可能性がある吹奏楽の話をしたが、演劇の活動している団体は相模原にあるのか。

○清水（習）委員

そういった活動をしている団体や市民団体がある。

○家徳委員

文化財団が協会を立てて行うのはどうか。

○清水（習）委員

難しいと考える。

○家徳委員

講師として派遣で行くことは出来るが管理は難しい。文化団体はスポーツ団体のようにノウハウがある団体ではなく、サークル活動からのスタートのため、中だけなら出来るが、様々なことをやるのは難しいと考える。

○金子副会長

市や市が委託する団体が地域クラブを実施したい人を管理し、その団体等に依頼するのが理想的ということか。

○家徳委員

市が任命して派遣する。市に登録をする形であると話が進んでいくと考える。

○奥山委員

現在吹奏楽では、多く活動したい部活動は保護者がチームを作り、土日の管理は保護者が行うなどして、先生の働き方の問題をクリアして活動する団体が増えてきている。

○家徳委員

現在習っている先生がいるから保護者がやるという考えがあるため、先生の異動に伴い組織自体が無くなることもある。

○中村委員

我が子がいるかどうか、ということも大きい。

○奥村委員

全日本吹奏楽連盟では、2年前から中学校吹奏楽コンクールではなく中学生吹奏楽コンクールと名称を変更し、合同バンドやクラブチームが出場できる音楽大会として全国的にできている。

○家徳委員

学校を限定する合同バンドと、地域誰でも参加できる地域バンドといった違いがある。

○金子副会長

しっかりとした管理団体があれば、地域クラブに登録できるという認識で良いか。

○家徳委員

費用負担の話になるが、職業として給与を支払うほどとなると、会費負担が大きくなるためやりたい人が減るのではないか。学校の先生やPTAは営利で運営費は発生しないが、運営会社に委託するとマージンが出る。市が負担しないとすると、負担するのはPTAとなり、そうすると負担が大きくなり子どもが活動できなくなる。何のための地域移行

かと考える。

○清水（俊）委員

会計事務は負担が大きい。お金の管理が嫌で逃げてしまう。

○家徳委員

音楽家になるスタートの段階で機会を奪ってしまうのは残念である。日本には部活動が昔から定着しているため、そこをちゃんとして行かないとどうなるのかと考える。

○金子副会長

委託等で行う場合、マージンは発生する等の意見があったが、どうしたら良いと考えるか。

○家徳委員

学校でやってくれる教員が管理してくれることが理想であり、場所の問題もクリアできる。そうなればお金がかからないと考える。兼業や手当を認め基盤を作ることが良い。現行、部活動では教員にいくら支払いがあるのか。

●学校教育課

平日の時間外は1時間300円の特殊勤務手当が支給される。

○家徳委員

高校は4時間活動して初めて2,500円が支払われる。その金額で教員に指導を求められてもやらない。そういったものを見直し、基盤を作るべきと考える。

○清水（俊）委員

教員がやることを否定はしていない。地域移行の指導者の一人として教員が手をあげるのであれば、良いと考える。平等に指導者を集めるためにどこがやるかが問題である。市が管理し、募集をかけた中に学校の教員がいる場合、それは教員としてではなく外部指導者の一員として。その中に色々な地域の人やPTAがいる。それが成立した場合は、地域クラブとして活動することになる。中野中学校では、教員が、教員としてではなく外部指導員として実証実験を行っている。教員の働き方がメインではなく、運営する団体や管理する団体など大元がどこかが見えてこないといけないと考える。

○金子副会長

本日の内容は、市が決めている事ではなく、今までの審議会で審議した結果をまとめている内容のため、まとめられた内容の中身について話し合いを行っていききたい。

○中村委員

団体管理は市が行う方が良いと考える。また、専門の外部団体はあるのか。

●文化振興課

補足説明として、資料にある管理団体とは、地域クラブをまとめ、クラブへのサポートや指導者を紹介するものである。市か市の委託先としているが、市の直営でなくても委託をしていけば実施者は市という扱いになる。また、市が委託するのであれば費用は

市が支払うこととなる。事業所や市の直営が管理団体として運営する方法が良い、ということが答申として必要と考えられることから、記載しているものとなる。また、団体管理をする市か委託を受けた団体は、地域クラブをサポートする機能も必要であると審議の中で意見されているため記載している。

市が委託しても市の水準で決められる団体となるため、どこに管理をするのかという議論ではなく、清水（俊）委員の発言にあったように、登録要件の「中体連の大会に参加できること。」という文言は、それではレクリエーション志向のクラブが登録しづらいといった指摘をいただければと考える。なお、当該文言はガイドラインを遵守したクラブ等のある程度しっかりしたクラブを対象としたいという意図で記載したものである。

○清水（俊）委員

レクリエーションという文言にするかは検討が必要と考える。

○清水（習）委員

発表会や演奏会等そういった文言があると文化としては入りやすいと考える。

○清水（俊）委員

地域の何とか祭りや文化展に参加するなどそういったものがあれば良い。

○清水（習）委員

管理団体は市がダイレクトにできるのが理想だが、手続き関係など、行政だとスムーズに行きにくい部分があり、迅速や円滑に進められる形でできると良いと考える。そういった意味では委託は選択肢としてある。一方、市がダイレクトで行う方が安心感はある。

○中村委員

休日に教えてくれている先生達の中に入り込み、有償で教えることができる仕組みが担保できていて欲しいと考える。実証実験によるサンプルの学校から、運営に関する手続きを担うとどうなるのか確認が必要である。また、新しい団体がハラスメントの意識を持ってやっていけるのかということは簡単ではないと考える。この仕組みによって先生がやらないなどの意識が加速して部活動が無くなるのを避けたいと考える。

○清水（俊）委員

部活動の地域移行のため教育の観点からハラスメント等の考えが出てくる。部活動から幅を広げてレクリエーションなど楽しむ等の競技性がこれからの在り方と考える。

○水島委員

スポーツは団体のイメージがあるが文化は個人の指導者が多いと考える。そうなった場合、地域クラブの会計や謝礼などを考えるのはハードルが高い。個人の場合は市が謝礼等を支払う等制度としてよくなれば良いと考える。

○清水（俊）委員

文化はプレイヤーが多いため、運営管理では人が来なくても技術指導として大勢参加

してもらおう等役割が広いのではないかと考える。

○中村委員

吹奏楽の活動をしているから、お力を貸してくれませんかなどスポットで依頼できることがあれば良いと考える。

○清水（俊）委員

文章を固くすると実際の運用ができないため、やりやすいような文章にしていけないといけなと考える。

○中村委員

市の方で管理をしてもらおう。

○金子副会長

以前の審議で講師に対する謝礼の件に関して、一律（平等）でという話があったがその点はどうか。

○清水（習）委員

現在も呼ぶ講師によって値段が違う。ベテランや音大等差があるため、そういった現状を踏まえると一律は難しいのではないかと考える。

○家徳委員

基本的にはパートなどレッスンを受ける生徒が払うことで良いのではないかと考える。

○清水（俊）委員

今までは部活で無償としていたものを取りようになつた場合、講師謝礼としては一律が良いと考える。子どもからの支払いは文化もスポーツも一律にしていけないとやらなくなるのではないかと考える。土日にそこまでしてやらないといった生徒が出るのではないかと考える。

○清水（習）委員

謝礼が低ければ毎週活動できるが、高いから活動回数が減ってしまう等のことにならないと良いと考える。

○清水（俊）委員

一律にすると運営の金額が変わる。また、地域でどれぐらいの団体を作るかによっても変わると考える。

○中村委員

家庭の事情はリアルな現場として感じる。部活をなんのためにやっているのかという意味を理解し、行政の方で支援してもらおう方が良い。負担は一律が良いと考える。

○清水（俊）委員

どのぐらい支援してもらえるか。

○清水（習）委員

保険に加入することの費用負担は指導者側か、受益者負担か。指導者も指導者の方が

入るイメージか。

●文化振興課

イメージとしては会費の中に含まれている。

○清水（習）委員

加入している人が登録するイメージか。

●文化振興課

クラブ単位で保険に加入し、その保険の対象者名簿等に指導者やチームのメンバーが載っているという想定である。

○清水（習）委員

登録要件の規約・定款を定めているものもネックになるのではないかと考える。個人的な指導者の場合は、便宜を図れると活動しやすいのではないかと考える。

○清水（俊）委員

吹奏楽は学校を移動して活動するのは難しい。学校を開けなければいけないが、教室を通るため答申にその辺りを明記していかないと出来ないかと考える。

○家徳委員

中学校は土日に管理する人はいないのか。

○清水（俊）委員

7～8年前は日直代行員がいたが、現行は教員が鍵を開けて職員室で待機している。

○家徳委員

部活動指導員に責任を持たせることは出来ないか。

○清水（俊）委員

学校を開けて、鍵を解除することを無償で地域の指導者がやると規約がない限り学校としては難しいと考える。

○金子副会長

活動場所について学校施設の利用に際しては、「地域クラブ単独で支障なく利用できる仕組みを検討する。」と記載しているが、具体的に何が出来るか。

○清水（俊）委員

学校を開放出来る責任者を設置するとしたほうが良いと考える。

○家徳委員

必要な教室の鍵のみを開錠するといったことは構造的にできないか。

○清水（俊）委員

警備を解除しなければいけないため、職員室に入らないといけない。各教室の鍵は職員室にあるため、管理を明確に認めた文章にしないといけないと考える。

○金子副会長

どこの学校も警備会社が付いているのか。

○清水（俊）委員

自動警備で行っている。

○金子副会長

警備の解除はカードキーなのか。管理を定めた場合はその者が持っていないといけないことになるのか。

○清水（俊）委員

学校に入る鍵を渡し、その中に解除の鍵も含める。鍵を渡すことになるため、責任者を教育委員会が指定した者とするなどしなければならない。

●学校教育課

清水委員が言われるように日直代行がいれば可能と考える。

○清水（習）委員

セキュリティー上、指導員が開けるといよりも代行の方が良いのか。

○清水（俊）委員

指導員が学校開放の責任を持たなければいけなくなるため、学校を使用する活動がある場合は、その学校に代行のようなものをおいた方が良いと考える。

○水島委員

外から入れる導線や仕組みが作れないのか。スマートロックなどで入るなどが出来る。昔に比べれば導入しやすくなっている。

○清水（俊）委員

共和小学校などはできているが、音楽室は設計上3階が多いため難しい。

○家徳委員

相武台小学校は警備を分けて作っている。そういったことが出来るのではないか。

○清水（俊）委員

今の段階でできないため難しいのではないか。

○家徳委員

全ての学校に行くのではなく、拠点校を決めて行う等で良いのではないか。

○清水（俊）委員

実施校だけに人員を設置すると良い。地域バンドを目指すという学校単位ではないクラブで考えていければよい。

○奥山委員

市の方で余っている楽器を把握し、拠点になった学校に置く場所を決めて、音楽室になくても体育館の一角に市が管理する大型の楽器を配置し、小さいものは個人で持ってくるなどが出来るのではないか。

○家徳委員

体育館は冷暖房の問題がある。音楽室は冷暖房がある。

○金子副会長

生徒が少なくなった場合は、空き教室などが利用できるのではないか。

○清水（俊）委員

将来的にそうなることも考えられる。

○家徳委員

北部給食センターの高校跡地については全部利用するのか。利用しない場合はそういった施設を利用できないか。

●学校教育課

ハードルが高い。

○清水（俊）委員

その他「平日と休日で異なる活動を行う場合、それぞれの活動を統括する団体の方向性に反しない限り、いずれの活動についても大会等への出場を可能とするよう配慮すること。」と記載されているが、平日に活動している種目の大会に出るという意味となる。平日はあくまでも学校の管理であるため、平日の活動種目で土日の大会に出ることはあくまで部活動となり、学校の問題になるため、それは地域移行としてはふさわしくない。

また、色々な会議等で話をきくと、地域クラブに在籍する子どもの中学校と情報を共有する仕組みは誰が行うのか。連携は必要と考えるが負担が大きくなるため、非常に大変な問題と感じる。

○清水（習）委員

同じ競技だった場合は引継ぎを行わないといけないと考える。

○清水（俊）委員

先行地域の話を聞くと、平日や生徒が土日に参加する状況など、土日に何時に誰が参加する等子どもに対して大きな課題となる。指導者は土日しか来ないため、毎週その仕事をやらなければならないと顧問ではなくても大変と聞いているため、大きな課題と考える。

○金子副会長

子どもが土日に参加するなどは伝えなくても良いのではないか。

○清水（俊）委員

別と考えるのであれば必要はないと考える。また、情報共有をする必要があるのかどうか。

○清水（習）委員

切り離して別物と考えるのであればいらないのではないか。平日の活動に休日の指導員が顔を出せるとスムーズになると考える。

○清水（俊）委員

教員が絡む場合は平日も土日も関わるので良いが。答申に記載する内容としては「検

討」といった表現なので良いが、強い言葉にならないと良いと考える。

○金子副会長

情報共有するのであれば直接の方がスムーズか。

○清水（俊）委員

「平日と休日で異なる活動を行う場合、それぞれの活動を統括する団体の方向性に反しない限り、いずれの活動についても大会等への出場を可能とするよう配慮すること。」についても、子どもの意思で土曜に参加しても平日の活動の試合に参加したいということから記載していると考えますが、この文は必要ないのではないか。

○家徳委員

地域移行と部活でやっていることが全然違うということか。

○清水（俊）委員

活動の中で中学校として出る生徒、地域クラブとして出る生徒となる。中学校の場合は学校の責任となるためその場合は、顧問を付けることとなる。

●学校教育課

引率を出せるか出せないかは学校の問題である。

○家徳委員

やりたいのであれば地域移行に入りなさいということになるのか。

○清水（俊）委員

吹奏楽は大会には出ないけどやりたいなどが出てくるのではないか。

○清水（習）委員

急に、この人がいない、このパートがいないとなるのではないか。

○清水（俊）委員

地域クラブにして人数を多くして活動するようにしないとそういった問題は解決しないと考える。

○家徳委員

単独で平日やっている子は、基本的には地域クラブに入っていないと厳しいということか。

○清水（俊）委員

学校では吹奏楽の練習のみ、スポーツも体作りのみ等にするなど、変えていかないといけないと考える。

○家徳委員

市の方で考えているのは、あくまで学校の部活全部を地域に移行することであり、平日のみの活動で良いというのは考えていないのか。

●学校教育課

休日を段階的に地域に移行することであり、平日については国でも決まっていない。

○家徳委員

平日の部活が休日に出たいとなった場合は、誰が面倒をみるのか。

○清水（俊）委員

学校が引率を出すなど、学校長が認めることになる。

○家徳委員

この場合においては致し方ないということか。

●学校教育課

移行期のためまずは出来るところからとなる。

○清水（俊）委員

10年経っても中学校の部活は残ると考える。良くて半々ではないか。休日が必要ないと判断できる部活は土日の活動がなくなることになる。豊橋市は土日の部活動は行わないとしている前例がある。また、お金の問題があり、お金をかけてまでやりたくないといった意見が出てくる。平日だけでやるとなった時に試合に出たいといった問題が起こる。

○金子副会長

経済支援の話についてはどうか。

○清水（俊）委員

全ての子どもたちの経済的な問題はわからない。保護者が市に提出して把握しているため、基本的に一律で集金し、後から市が返金などしている。支援は必要ないが、親の考えで会費を払ってまでクラブ活動をやらなくても良いと考える世帯がいる場合が想定される。支援がある生徒はお金がかからないため積極的にやる事が出来るが、お金がかかる子にとっては負担となる。

○金子副会長

経済支援が必要な基準の家庭まではいかなくても、お金がかかると難しいということか。

○清水（俊）委員

一ヶ月の費用負担がいくらになるかが重要となる。アンケートでは3,000円となっているが、それでは運営はできないのではないかと。お金の支払いのバランスをどうしていくのが問題となる。

○家徳委員

市の財源からお金を払うということはないのか。

○金子副会長

国の方針で始まっている事なので国からなのではないか。

●学校教育課

国への要望は出している。

○家徳委員

要望であって出してくれるということではないのか。

●学校教育課

そういったことも含めてご審議いただきたい。

○清水（俊）委員

生活の問題を除いて補助が出ればそれにこしたことはない考える。

○家徳委員

市からいくらの金額が出せるので検討して下さいとなれば色々なアイデアなどが出しやすいと考える。

○清水（俊）委員

答申は国にも出すのか。

●学校教育課

市に対して出すものである。

○清水（俊）委員

集めたお金1,600円にさらに国から1,000円もらうなどになればやってくれる人が増えるのではないか

○金子委員

3,000円集めても生徒が多い所は良いが、少ない所は難しいと考える。少ない所に対する先生の保障はどう考えるか。

○清水（俊）委員

最低定員を作って募集になるのか。

○清水（習）委員

最低の基準はあっても良いと考える。

○家徳委員

受益者負担できるのであれば、良いと考える。

○清水（俊）委員

部活動は現在330ある。大きな集団として作らないと活動は厳しいのではないか。

○金子副会長

拠点校をいくつか作ってもある程度人数を確保しないと、何人だったら活動するなどしないと講師が難しい。

○清水（俊）委員

エリア制を作るなどはどうか。

●学校教育課

一つのクラブの中で運営するのか、管理団体に吸い上げてクラブにおろしていくのか。どういった考えか。

○清水（俊）委員

お金を吸い上げ、指導者の募集をかけエリアで作ってクラブを作った方が良い。

●文化振興課

前回の資料で受け皿の4つの類型を提示している。学校単位設立型があり、学校全体を一つのクラブとすれば、様々な種目をクラブで持ち、会計責任者は1人で良いとなる。人数が少ない学校では向いているのではないか。

○清水（俊）委員

一つの学校で一単位は現実味がない。できる部活は限られるため全ての部活が地域移行するのはあり得ないとする。

○金子副会長

一つの学校にエリアごとに集まるのか。

●文化振興課

クラブのエリアをどう考えるかは自由である。2校で一つのクラブやもっと広く考えることも可能である。また、4つの学校を1つにまとめたとした場合、クラブ内に同種目の活動が複数できる事は考えにくいこととなる。

○清水（俊）委員

エリアで考えても複雑すぎて難しいため、競技ごとに考え、それらを管理してくれる団体が、地域ごとにいくつかのクラブを作るのが良いとする。

○水島委員

その団体がお金を管理するなどが無難とする。

○清水（習）委員

相武台中学校がやっている合同部活動は距離が近いからか。

○清水（俊）委員

相武台中学校の例はあくまでも平日である。東林中学校と上鶴間中学校なども距離的にはできると思う。吹奏楽で考えると、エリアを作ってその上に管理団体を置くのが良いとする。

○金子副会長

吹奏楽以外の部活はどうか。

○清水（俊）委員

地域移行する部活や土日はやらない部活が出来るのではないか。

○家徳委員

演劇部ではあるが人数が少ない場合は活動に限られる。

○金子副会長

人数が多いところはいくつか作ることが出来るが、3人しかいない演劇部のような学校単位では人数が少ない少人数のところはどうするのか。

○清水（俊）委員

いくつかまとめて作る場所があれば、別の大きな地域に参加する等、自分のモデルにあったところを生徒が選択するのがよいのではないか。

○金子副会長

管理団体があれば講師に対する謝礼は確保できる。

○家徳委員

演劇に対してどう考えているのか。

○清水（俊）委員

長い歴史の中でやりたい教員が行ってきたが、部活がなくなるか、地域などでどこかにクラブを設立して参加するしかないを考える。

●文化振興課

（２）答申案の概要について全体で話を行うが、答申案の形式として、どこまで書くかによる、答申後も引き続きいただいた意見をもとに詳細な手法や仕組みなどを市が継続して検討していく部分もあるかと思う。どこまで答申に書くか、どのように答申に落とし込むのかをこの後の議題で検討していただきたい。

（２）答申案の概要について

グループワークから全体会に移り、事務局から資料２の説明を行った。

特に無し。

●スポーツ推進課

答申案作成について、スポーツと文化に分ける必要がある場合は会長に相談を行う。

４ その他

特に無し。

５ 閉会

田原会長のあいさつの後、閉会した。

以 上

令和6年度第7回相模原市部活動地域移行審議会出欠席名簿
(令和6年11月12日開催)

区分	氏名	役職・所属等	備考	出欠席
学識経験者	田原 陽介	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科 准教授	会長	出席
公共的団体	高橋 恵美子	(公財) 相模原市スポーツ協会		出席
	清水 習平	(公財) 相模原市民文化財団		出席
スポーツ団体	元山 雅治	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会		出席
	山田 勝昭	(特非) ベーススポーツ (総合型地域スポーツクラブ)		出席
	石井 晃	三菱重工相模原ダイナボアーズ (ホームタウンチーム)		出席
文化団体	金子 友枝	相模原市文化協会	副会長	出席
	家徳 直樹	相模原市民音楽団体協会		出席
	奥山 泰三	相模原音楽家連盟		出席
生徒の保護者	中村 岳彦	相模原市PTA連絡協議会		出席
中学校等校長	古屋 礼史	相模原市立中学校長会		出席
	清水 俊次	相模原市立中学校長会		出席
市の住民	芳賀 裕一郎	公募		出席
	水島 将司	公募		出席

団体管理

- ・団体及び指導者の登録、管理は市、市の委託先又は市が認定等を行った団体等（以下「管理団体」という。）が行う。
- ・移行先となる団体（「地域クラブ」）は、市に登録する。

○管理団体

部活動を引き継ぐ活動については、子どもの健全な成長に資するものであることが望ましいとの観点から、指導者の管理も含めた地域クラブの管理は一元的に行うものとする。

○管理団体の業務

- ・団体登録申請受理、登録証の交付
地域クラブ登録の申請を受け、当該地域クラブが要件を満たすか審査するとともに、要件を満たす場合には登録証を交付する。
- ・指導者講習の実施
地域クラブの指導者向けの講習を実施する。
- ・指導者リストの管理（紹介、資格停止）
各地域クラブに所属する指導者をリスト化し、指導者講習の受講状況や問題を起こした指導者の資格停止の状況等を管理する。また、地域クラブに所属していないが指導者講習受講済みで資格を有する指導者についてもリスト化し、地域クラブ設立希望者への紹介を行う。
- ・ハラスメント相談窓口の設置・運営
地域クラブに在籍する子どもなどからのハラスメント被害等の相談を受ける窓口を設置し、運営する。

- ・地域クラブとなる要件は次のとおり。
 - 国のガイドラインに定める活動内容を順守すること
 - 中体連の主催試合等、現状出場している大会等に引き続き参加できる団体であること
 - 指導者を複数置き、管理団体に登録し、定期的に管理団体が指定する研修等を受講すること

○登録要件

- ・活動時間については、次を順守すること
 - ◇土日はいずれか1日の活動で原則3時間程度でできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと
 - ◇長期休業期間中には一定のオフシーズンを設けること
- ・公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと
- ・会員及び指導者は、スポーツ安全保険等、適切な保険に加入すること
- ・指導者を複数置くこと。また、指導者は毎年管理団体が指定する研修を受講すること
- ・規約、定款等を定め、地域クラブの責任の所在や意思決定の方法を明確にすること
- ・中体連の主催試合等現状出場している大会等に参加できること
- ・子どもが自ら選択できるように地域クラブの志向性を明らかにすること
- ・原則として指導者には謝礼を支払うこと

- ・ハラスメント等指導者が問題を起こした場合に資格を停止する仕組みを検討する。

○資格停止

- ・指導者がハラスメントや体罰等の問題を起こした場合には、指導者リストから抹消する。（その場合、地域クラブの登録要件として必要な指導者数にカウントできないため、試合への出場が不可となる可能性がある。）
- ・資格停止については、団体登録時に同意書、誓約書等を徴することで、当事者同意の下で仕組みを運用する。
- ・資格停止については、子どもの保護に繋がる一方、指導者の権利を侵害する可能性も有する極めて強力な権限であり、濫用を防止する観点で、問題行為の事実認定の仕組みを慎重に検討する必要がある。
- ・また、運用によっては、問題のある指導者の行動がエスカレートし、子どもの被害が悪化する恐れもあるため、十分な注意が必要である。

答申ではこのような機能を求めるところまでと、検討に際しての留意点を付すまでとする。（具体的な検討は今後市が行う。）

費用負担

- ・地域クラブの運営に要する費用には、クラブ会員からの会費を充てる。

○地域クラブ運営のための資金

- ・地域クラブは、会員から徴収した会費等により運営することを原則とする。
- ・会費を充当する費目と実費を徴収する費目は規約等によりあらかじめ明確にする。
(例：会費充当—指導者謝礼、事務運営費、大会参加費
実費徴収—保険料、ユニフォーム代、遠征交通費)
- ・地域クラブには会計責任者を置き、収支を定期的に会員の保護者に報告するものとする。
- ・会費を充当する費目に充ててもなお残額が生じた場合には翌月に繰り越すものとする。
- ・管理団体は、スポンサーの募集や基金の設立など、地域クラブの運営に必要な資金を各クラブの会員の会費以外から集めるよう努めるものとする。

○指導者への報酬・謝礼

指導者にはクラブから報酬・謝礼を支払い、当該謝礼については会費等を充てるものとする。

○会費の金額について

地域クラブが会員から徴収する会費については、クラブ運営を持続可能なものとする観点を持つとともに、国のガイドラインに記載のある「地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する」ことについても、十分留意するものとする。

- ・スポーツ・文化活動に参加する機会について、家庭の経済状況にかかわらず保障することを課題として捉えて検討する。
- ・基準となる金額の目安を示すなど、指導者への報酬や謝礼の増額に繋がる方策を検討するとともに、財源の措置について国等へ働きかける。

○経済困窮世帯への支援

現状部活動については、結果的にほぼ無償でスポーツや文化活動に参加できている状況であり、かつ、部活動に係る経費については就学援助制度の対象となっていない状況を踏まえながら、理念である活動機会の保障を実現するために可能な対応について引き続き検討する。

○指導者への報酬、謝礼額の目安

- ・休日等部活動指導員等の部活動に係る外部指導者が中心となり地域クラブを設立する動きが主となることを想定していることから、現状の休日等部活動指導員の待遇（1時間当たり1,600円）を下回らないことを最低限とし、地域クラブ登録の際の当面の目安とする。
- ・指導者の質及び量の両面の確保の観点から、地域クラブは、会員の会費負担が過大とならない範囲で、指導者への報酬等の金額を引き上げるよう努めるものとする。

活動場所

- ・ 中学校を中心とし、小学校の利用についても検討する。
- ・ 活動場所を有している地域クラブは従前のおりの場所で活動する。
- ・ 部活動、学校開放も含めて学校体育施設の利用を管理する団体を置くことについて実証事業を実施する。

○学校の利用

- ・ 部活動から移行した地域クラブの活動場所については、学校施設を部活動で利用していた枠を開放することにより確保することを基本とする。
- ・ 学校施設の利用に際しては、地域クラブ単独で支障なく利用できる仕組みを検討する。
- ・ 市は学校体育施設開放事業の在り方を検討する中で、地域クラブによる小学校の優先利用についても検討するものとする。
- ・ 部活動と地域クラブが並立する移行期については、地域クラブの利用を部活動と同様に取り扱うよう特段の配慮を求める。
- ・ 学校体育施設開放事業で利用可能な限られた枠を一層有効に活用するとともに、地域クラブの利用も可能となるよう、市は実証事業を実施して有効な方策を検討されたい。

○その他の場所について

既存の団体が地域クラブの要件を満たす場合等においては、原則として従前から当該クラブが使用している場所での受入れに努めるものとする。

その他

- ・平日の部活動にのみ所属している生徒の休日の大会等参加の引率をするため、地域クラブ指導者と休日等部活動指導員の兼務の仕組みを検討する。
- ・平日と休日の練習量を共有する仕組みの構築を検討する。
- ・加入可能な地域クラブの周知については学校が最大限協力する。

○平日と休日の活動の柔軟な選択について

休日部活動の地域移行後も、平日の部活動のみ所属する、所属している平日の部活動と異なる活動を行う休日の地域クラブに所属するなど、生徒の希望する柔軟で多様な選択を認めるとともに、その選択に支障が生じないよう配慮するものとする。

- ・教職員以外で、平日の部活動のみ所属する生徒の大会等への参加の引率を行うことができるよう、地域クラブ指導者と休日等部活動指導員を兼務する仕組みを検討するなど、生徒が不利益を被らない対応を取ること。
- ・平日と休日で異なる活動を行う場合、それぞれの活動を統括する団体の方向性に反しない限り、いずれの活動についても大会等への出場を可能とするよう配慮すること。
- ・地域クラブに在籍する子どもの中学校と情報を共有する仕組みの構築について検討すること。

○地域クラブの周知について

- ・市は、地域クラブの情報について、場所、会費、規模、志向、実績などをわかりやすくリスト化し提供するなど、学校への情報提供に努めるものとする。
- ・学校は、市からの情報提供を受け、生徒や保護者に対する加入可能な地域クラブの周知に最大限協力するものとする。

資料2

答申案の形式について

次のとおりの形式でA4判数ページでまとめる。報告書や建議書のような文章を読んでもらう体裁を想定。

1 前文

(主に審議経過と「思い」を表現。また、市に対し、可能な限り実現を求めることを要望する。)

2 本市が目指すべき中学校休日部活動地域移行の姿について

(1) 目指す姿について(理念)

(第2回会議時にお示した理念と内容の詳細等を記載)

(2) 項目別の具体的な対応について

ア 地域における中学校部活動移行の受け皿について

(現状と課題等について文章を記載した上で、(ア)と(イ)について記載)

(ア) 必ず満たすべき事項

(イ) 満たすことが望ましい又は将来的に満たしてほしい事項

イ 指導者の質と量の確保について

ウ 地域移行後の活動場所について

エ 費用負担の在り方について

オ 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について

※イ～オについても、アと同様の構成

- ・ 2 (2) については、第2回会議の際にお示した項目で整理する
- ・ 以上について、今回会議までの資料をベースとして全体会や各グループでのご意見等を踏まえた形でアレンジした内容で作成する

以 上